

# 弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No. 18  
2007/5



## 「弁護士会の法律相談所とは？」

当センターは、東京にある三つの弁護士会が共同で運営している法律相談所です。多摩地域では、八王子と立川の二ヶ所で毎日市民の方々の法律相談に応じております。相談の結果、必要とあれば弁護士紹介も致します。また、市役所や社会福祉協議会等が行っている法律相談に担当弁護士を派遣しています。

弁護士会の法律相談センター以外にも、司法書士会や日本司法支援センター(=法テラス)が運営する法律相談所があります。同じような法律相談所でも、司法書士会の場合には、法律の定めにより、紛争の目的の価格が140万円を超える相談には応じることができません。法テラスの場合には、相談者について資力基準があります。たとえば、一人暮らしの相談者ですと、原則として月収20万円以下の方が利用できる相談所です。弁護士会の場合には、紛争の目的の価格による制約も、資力基準による限定もありません。

いろいろある法律相談所のうち、何の制約もなくすぐ弁護士を頼めるのは弁護士会の法律相談センターだけですので、大いに利用していただければと思います。

平成19年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター  
運営委員会委員長 藏本 怜子

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒192-0046 八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館

Tel (042) 645-4540・9451 Fax (042) 645-9419

三弁護士会ホームページ <http://www.tama-b.com/>

## 遺言、遺産分割に代わる贈与の相続時精算課税制度の利用 弁護士 関戸 勉

平成15年から贈与税につき相続時精算課税の制度(以下本制度という)が創設されました。高齢者から次の世代への資産の移転を容易にするとの趣旨で創設されたものです。これは遺言による財産の処分より、贈与の履行をするため確実な方法として利用することができます。事業者が事業を承継させる場合や相続人に生前に財産を譲渡したい場合などに有効に利用できます。

### 事例で説明します。

株式会社(株式の大半を所有)の代表取締役として建築業をしている個人が、70才であり、事業の手伝いをしている長男に事業を承継させたいが、相続時に子らの間で遺産分割でもめて事業承継ができなくなることが心配で、個人所有の事業の資産(株式と土地建物計約1億円)を長男に確実に取得させたいと思っている。

この事例につき、事業を承継させるには事業資産を長男に相続させる趣旨の遺言書を書くとの方法があり、これが一般的にとられていると思われます。本制度により贈与をすれば、この譲渡は遺言よりは確実なものであり、また相続の開始を待たず実現できるものです。そして、譲渡する資産として営業用財産のほかに株式について注意する必要があります。

法人として経営権を支配するには発行済株式の過半数の確保が必要です(株主総会の決議で取締役を選任することから)。このため過半数にあたる株式を長男に贈与をすればよいことになります。

しかし、本制度の贈与については贈与税の負担ができるのかという観点から見る必要があります。適用の要件は65才以上の人から20才以上の直系卑属の推定相続人に対する贈与です。贈与を受けた人が翌年の申告時期に贈与税の申告をし、本制度の選択をする旨の届書を提出する必要があります。本制度による贈与税額は資産価格から特別控除額2,500万円を控除した後の金額の20%です。長男の場合贈与資産の価格(土

地については路線価、株式については通達で定めた方法での評価額)が1億円ですと1,500万円の贈与税がかかります。

この事例で本制度を選択しない通常の贈与税は4,720万円となります。

相続時この贈与財産の贈与時の価格を相続財産に加えて相続税を算出し、この贈与税を差引きます。贈与税が過払の場合(相続税かからない場合も)還付をうけることができます。

### 本制度のメリット

- 1)遺産分割、遺言を経ない確実な財産移転の履行。
- 2)通常の贈与税がかなり軽減される。
- 3)そもそも相続税がかからない(財産の価格が基礎控除5,000万円プラス相続人数×1,000万円以下)場合は軽減された贈与税を一旦は支払いますが、相続時これが還付され、結果的に税の負担がないこととなります。相続税がかからないと想定される人には大いに利用価値があります。

### 本制度のデメリット

- 1)贈与財産が値上がりする場合は相続税が軽減されることとなりますが、逆に値下がりした場合は、贈与時の価格を相続財産に加えることから、相続税が増加することとなります。
- 2)事例の土地は事業用宅地としての小規模宅地にあたる場合、この制度により贈与した宅地については小規模宅地に関する相続税の課税価格計算の特例が受けられず、相続税が高くなります。

相続時精算課税制度を利用して、全部の事業資産を贈与した場合贈与税を負担できないという場合があります。この場合は、負担できる贈与税相当分の一部の財産を贈与し、残余の財産は遺言によって相続させるのがよいと思います。

なお、この制度を利用した贈与が相続時他の相続人の遺留分を侵害している場合には他の相続人から遺留分減殺の請求がなされる可能性がありますのでご注意ください。

## もし、逮捕されたら

弁護士 松原 拓郎

息子が警察に  
捕まった!  
どうしよう?

**普** 通に生活しているあたりまえの家族でも、ある日突然、刑事事件に巻き込まれることがあります。それは被害者としてだけではなく、加害者としてでも…うちはそんなことはない、思っている、予想しないときに、それは突然、やってきてしまうのです。そのようなときに、どうすればいいのでしょうか?

**?** んなときには、まず弁護士会当番弁護士センター(03-3580-0082)に電話をしてください。その日に待機している弁護士が無料で1回、電話があってから24時間以内に、捕まってしまった人に面会に行きます(その人が未成年でも大丈夫です)。そこで、なぜ捕まっているのか、本当にそのようなことをやったのかなどの事情を聞き、必要な法律的知識をアドバイスし、さらに希望があり必要があれば、弁護人となることができます。

**弁** 護士費用って高そう…?確かに弁護士費用っていくらかかるのか、全然わかりませんよね。でも、お金がないから弁護士を頼めないのでは本当に弁護士が必要なときに困ります。そこでそのようなときに備えて「法律援助」という制度があります。これは、弁護士会が弁護士費用を一時立替えて、返済可能な方は事件終了後に無理のない範囲で返していただく制度です(なお、今年10月以降はこの事業は法テラスが行う予定です)。

**刑** が一定基準より重い事件については、希望すれば国が「国選弁護人」をつけてくれる制度もあります(被疑者国選)。また、すべての事件について、起訴されてしまった後は、弁護人がいない人には「国選弁護人」がつきます(被告人国選)。未成年の場合には、「起訴」(=大人と同じ裁判)ではなく「家庭裁判所送致」となりますが、その場合には弁護士会で用意している「少年当番付添人」という制度がありますので、同じく当番弁護士センターに電話していただければ、付添人候補者の弁護士が少年鑑別所まで面会に出向きます。この場合も希望があれば付添人になれますし、法律援助の制度も使えます(なお、少年自身の申込みの場合は、原則として返済は免除になります)。

弁護士がそばにいることでお役に立てることはたくさんあります。迷ったときはまず電話をして、相談してみてください。

## 離婚時の厚生年金の分割について

弁護士 福澤 武文

**Q1** 平成19年4月から年金の分割制度が施行されたと聞きましたが、どのような制度なのでしょうか

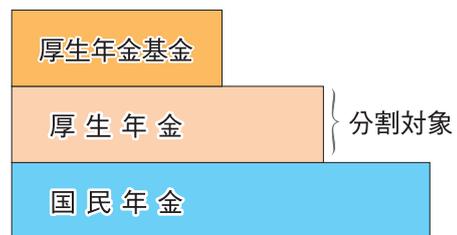
平成16年年金制度改正により離婚時の厚生年金の分割制度が平成19年4月1日より導入されました。平成20年4月1日からスタートする3号被保険者の厚生年金の分割制度（3号分割）と区別して合意分割と言います。

年金分割は、離婚等の場合に年金に関する保険料納付記録を分割する制度です。保険料納付記録とは簡単に言えば厚生年金保険料の算定の基礎となった給与等の記録で、これを基準に厚生年金の年金額が算定されます。夫の保険料納付記録が分割されて妻に移ると、結果として妻の年金額が増加するわけです。但し、分割の対象となるのは婚姻期間中の保険料納付記録に限られます。

**Q3** 私も夫も年金は国民年金だけなのですが年金分割は出来ますか

年金は国民年金の1階建部分、厚生年金や共済年金といった2階建部分があり、さらに厚生年金基金などの三階建て部分があるという仕組みになっています。年金分割は、このうち2階建部分（職域加算部分を含む）を対象とする制度です。従って、国民年金部分は分割出来ません。

表2



**Q2** 平成19年4月から始まる合意分割と平成20年4月から始まる3号分割とはどう違うのですか

合意分割と3号分割は、表1に記載した通り、適用範囲、分割の対象となる期間、按分割合、合意等の要否といった点で異なります。

3号分割により、平成20年4月1日以降の3号被保険者期間（典型的にはサラリーマンの妻で専業主婦）については保険料納付記録は当然2分の1に分割される

ことになり、当事者間の合意や裁判上の手続が不要となります。これが、合意分割との一番の違いです。しかし、分割対象となる保険料納付記録は平成20年4月1日以降のものに限られますので、現在離婚を考えている方がわざわざ平成20年4月1日を待って離婚をするほどのメリットはないでしょう。

表1

	合意分割	3号分割
施行日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
対象となる離婚等	平成19年4月1日以降に成立した離婚等	平成20年4月1日以降に成立した離婚等
対象期間	婚姻期間のうち右記以外の厚生年金期間	平成20年4月1日以降の3号被保険者期間
合意	必要(但し、調停、審判、訴訟での解決可能)	不要
按分割合	上限2分の1	2分の1
期限	離婚成立後2年以内	なし

#### Q4 合意分割で必ず妻の年金は増えますか

妻の年金が増えるとは限らず、夫の年金が増える場合もあります。例えば、妻が会社員で夫は自営業という場合のように、妻の方が保険料を多く支払っているケースでは、年金分割で妻の保険料納付記録が夫に分割され、結果、妻の年金が減ることになります。

#### Q5 自分が年金を支払っていない場合も年金分割は可能ですか

年金分割は年金受給資格があることを前提とした制度です。従って、分割を受ける側は25年以上の被保険者期間が必要となります。保険料納付記録を分割するといっても、受給資格要件には算入されません。もし、この受給資格要件を充たさない場合には残念ながら年金は受給できないことになります。

もっとも、自分で年金を支払ってなくても、サラリーマンの妻であれば3号被保険者となりますので、その期間は被保険者期間に算入されます。しかし、届出を忘れてしまうと3号被保険者として扱われない場合もありますので注意が必要です。その場合、今からでも届出をすれば救済される場合もありますので社会保険事務所に確認してください。

#### Q6 私と夫とは内縁関係なのですが、内縁解消の場合にも年金分割は可能ですか

年金分割は離婚する場合の他、婚姻の取消、事実婚の解消の場合にも可能です。但し、事実婚で分割の対象となるのは、自分が配偶者の3号被保険者になっている期間に限られます。3号被保険者になっているかどうかは、社会保険事務所で確認して下さい。

#### Q7 夫婦間で合意がないと年金は分割できないのですか

保険料納付記録の分割割合は、当事者間で合意した割合で分割されます。但し、上限は2分の1です。合意した場合には公正証書の作成が必要となります。

しかし、合意が出来なければ分割出来ないというわけではなく、合意に代えて家庭裁判所の審判、調停、訴訟等の手続で分割割合を決めてもらうことも出来ますので、「合意できなければ分割出来ない」というのは正確ではありません。

なお、平成20年4月1日以降の3号被保険者期間については合意も裁判も不要で、当然に年金が分割されます(Q2参照)。

#### Q8 夫や自分の保険料納付記録を調べるにはどうすればよいのですか

平成18年10月から社会保険庁による保険料納付記録の情報提供がスタートし、分割対象となる期間、その期間の保険料納付記録、按分割合の範囲、その他の情報を提供しています。最寄りの社会保険事務所に問い合わせてください。

但し、離婚前の情報請求の場合は請求者のみに情報提供されますが、離婚後の情報請求の場合には配偶者にも情報提供されますので注意が必要です。

#### Q9 離婚分割の手続に期限はありますか

合意分割の期限は離婚等から2年以内です。当事者間で合意出来なければ手続は出来ませんが、合意できずに離婚から2年を経過しても、離婚後2年以内に裁判上の手続をとり、審判や訴訟が確定し又和解や調停が成立した時は、その時から1ヶ月以内に手続をとれば良いことになっています。

## 「ただ働き」をしているあなたへ

弁護士 中野直樹

### 労働賃金とは

労働賃金は、名称にかかわらず、労働の代償として支払われるものをいいます。取締役など会社役員となっても、それが名目的で実際には代表者の指揮命令で労働している場合には、賃金となります。

この労働賃金は、労働者が生きていくための基盤となるものです。他方、使用者側にとってみればもっとも大きな経費となるものであり、ここから労働賃金をめぐって数多くの争点があまれています。そして具体的なケースでは、必ず労働契約、労働協約、就業規則など書面上の決まりにあたって検討しなければなりません。

ここではそのいくつかをひろってみましょう。

### 賞与や退職金は賃金か

これはいちがいにはいえません。書面上の決まりで、支給時期、支給基準などが定められているときには賃金といえましょう。

### 消滅時効に注意

労働賃金は支給日から2年間経過しますと消滅時効にかかります。ただし、退職金については5年間です。そのため放置しておくとも毎月分が消えていきます。未払いの残業代なども同じです。残業代など計算に時間がかかるときには、とりあえず、「〇年〇月分の労働賃金の支払いを求める」という請求を内容証明郵便による通

知書でしておけば、

その後6か月以内に裁判をすることにより消滅を免れることができます。



### 残業代は支払義務のある労働賃金

長時間労働が日本の企業社会の現実です。しかも時間外労働がただ働きとなっている違法状態が蔓延しています。まともに計算をすれば一年間で100万円以上の残業代が不払いとなっているケースもあります。

残業代には、次のような割増しが法律により保障されています。

法	外	1日8時間を超えて働いた場合には、超過時間に対し25%以上の割増賃金を請求できます。
残	業	

休	日	法律は週1回休日を与えることを求めており(法定休日という)、この休日に働いた場合には、35%以上の割増賃金を請求できます。
労	働	

深	夜	午後10時から午前5時の間は、25%以上の割増賃金。
労	働	

休日労働には25%の割増がつきませんが、時間外労働、休日労働が深夜になったときには、合計した割増率(50%、60%)。

いわゆる年俸制をとっている場合でも、原則として時間外労働には割増賃金が発生しますし、固定残業制度をとっている場合でも、実際の時間外労働により算出される割増賃金が固定額を超える場合には差額を請求することができます。

最後に、残業代を算出するためには、現実の労働時間の記録が不可欠ですので、タイムカード、IDカードなどの証拠を手にいれておくことが重要です。

# 多摩地区無料法律相談会開かれる

弁護士 渡 辺 隆

2007年3月3日実施

青梅市

東大和市

西東京市

八王子市

平成19年3月3日、毎年恒例の無料法律相談会が実施されました。今年は、青梅、東大和、西東京、八王子の4会場で行われましたが、どの会場にもたくさんの法律相談が持ち込まれました。相

談内容についても金銭に関する相談や夫婦関係や相続遺言に関する家事相談、刑事事件相談等極めて多岐にわたっていました。今回は、八王子を除くと、法律事務所が極めて少ない地域ばかりでしたが、当日の相談の様子からも、市民の方々の法的サービスに対するニーズは他の地域と同様に高いことが分かります。一人でも多くの市民の方の法的ニーズに応えるため、弁護士会としてもこれまで以上に活動を拡げていかなければならないと再認識させられた相談会でした。

地区別相談件数	青梅市	東大和市	西東京市	八王子市	合計
相談件数	16	23	22	23	84
内翰旋件数	1	2	0	1	4

情報媒体	青梅市	東大和市	西東京市	八王子市	合計
市役所広報	10	2	7	10	29
市役所ポスター・チラシ	3	17	11	4	35
新聞の記事	0	0	0	0	0
知人の紹介	2	0	0	1	3
弁護士の紹介	0	0	0	0	0
裁判所	0	0	0	0	0
インターネット	1	1	1	3	6
その他	0	3	3	5	11
未記入	0	0	0	0	0

## 相談内容 ※複数該当有

(民事)	青梅市	東大和市	西東京市	八王子市	合計
金銭(クレサラ含む)	6	1	5	4	16
手形・小切手	0	0	0	0	0
交通事故	0	1	0	0	1
各種損害賠償	0	0	2	2	4
契約不履行	0	0	0	0	0
夫婦	1	3	5	7	16
親子	0	2	2	0	4
相続・遺言	3	8	6	6	23
夫婦外男女関係	1	1	0	0	2
借地・借家	0	0	0	0	0
土地・建物	2	2	2	1	7
商事	0	0	0	1	1
公害	0	0	0	0	0
医療過誤	0	0	0	0	0
特許・意匠当	0	0	0	0	0
税務	0	0	0	0	0
行政	0	0	1	0	1
労働	1	0	0	0	1
海事	0	0	0	0	0
渉外	0	0	0	0	0
民事執行	0	0	0	0	0
その他	2	3	1	2	8
(刑事)					
一般刑法犯	0	0	0	0	0
特別刑法犯	0	1	0	0	1
交通事故	0	0	0	0	0
少年	0	1	0	0	1

地区別相談者住所	青梅市	東大和市	西東京市	八王子市	合計
昭島市	0	0	0	0	0
あきる野市	2	0	0	1	3
稲城市	0	0	0	1	1
青梅市	12	0	0	0	12
奥多摩町	0	0	0	0	0
清瀬市	0	1	1	0	1
国立市	0	0	0	0	0
小金井市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
小平市	0	1	6	1	8
狛江市	0	0	0	0	0
立川市	0	0	0	0	0
多摩市	0	1	0	1	2
調布市	0	0	0	0	0
西東京市	0	0	12	0	12
八王子市	0	1	0	17	18
羽村市	0	0	0	1	1
東久留米市	0	0	1	0	1
東村山市	0	1	1	0	2
東大和市	0	16	0	0	16
日野市	1	0	0	1	2
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
府中市	0	1	0	0	1
福生市	0	0	0	0	0
町田市	0	0	0	0	0
瑞穂町	1	0	0	0	1
三鷹市	0	0	0	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	1	0	0	1
他府県	0	0	記載なし1	0	1

# 法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>  
法律相談をクリックしてください

## 立川法律相談センター

受付は電話予約制です

### 受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)  
午前9時30分～午後4時30分

### 相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)  
午前10時～午後4時

\*専門相談有り、詳しくは  
お問い合わせ下さい



※JR立川駅北口より徒歩5分  
※駐車場がありませんので車での  
お越しはご遠慮下さい

## 立川法律相談センター

〒190-0012  
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790

## 八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

### 受付

月曜日～金曜日(祭日を除く)  
午前9時30分～午後4時30分

### 相談日

月曜日～金曜日(祭日を除く)  
午前10時～午後4時  
第1・3土曜日 / 午前10時～12時

\*専門相談有り、詳しくは  
お問い合わせ下さい



※京王八王子駅西口より徒歩3分  
※JR八王子駅北口より徒歩7分  
※駐車場がありませんので車での  
お越しはご遠慮下さい

## 八王子法律相談センター

〒192-0046  
東京都八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館

042-645-4540・9451